

第2章 金正恩政権と軍事停戦体制——「閏日合意」と対南関係の展開

倉田 秀也

1. はじめに——起点としての「1・11 平和提議」

近年の北朝鮮は平和攻勢と軍事攻勢を交互に展開してきたが、その起点は2010年1月11日の外務省声明にあったと考えるべきであろう。この声明は「朝鮮戦争勃発の60周年となる今年に、停戦協定を平和協定に換えるための会談を早急に始めることを停戦協定当事国（複数）に丁重に提議する」（傍点、括弧内は引用者）とされ、以降北朝鮮の公式文書では「1・11 平和提議」と呼ばれることになった。さらに、この「1・11 平和提議」は「9・19 共同声明（6者会談共同声明、2005年9月19日採択を指す）にも、平和協定を締結することに関する問題に言及されている」（括弧内は引用者）と指摘し、平和体制樹立問題を6者会談との関連に位置づけていた。これは6者会談共同声明の一文、「直接の当事者は適当な話し合いの場で、朝鮮半島における恒久的な平和体制について協議する」を指すが、この文書が韓国と中国を含む6者会談で採択されたことを想起するとき、「恒久的な平和体制」は韓国と中国を含み、「適当な話し合いの場」もまた、かつて90年代にジュネーブで展開された4者会談と同様、韓国、北朝鮮、米国、中国によって構成される多国間協議と考えられた¹。

ところが、「1・11 平和提議」は6者会談の枠組みを尊重する一方で、「朝鮮半島の非核化プロセスを再び軌道に乗せるには、核問題の基本当事者である朝米間の信頼醸成に優先的な注目を払わなければならない」（傍点は引用者）と述べ、「その行動順序をこれまでの6者会談が失敗した教訓に照らし、実践的要求に合わせて繰り上げればよいであろう」（傍点は引用者）と主張していた。北朝鮮の認識において、「朝米間の信頼醸成」が欠如していたことが「6者会談が失敗した教訓」であったなら、「核問題の基本当事者」である「朝米間の信頼醸成」こそ、「朝鮮半島の非核化プロセスを再び軌道に乗せる」上で必要な「実践的要求」となる。そのために平和協定が必要なら、その「当事者」は米朝両国にならざるをえない²。「1・11 平和提議」は、米国、韓国、中国が6者会談で合意された「適当な別話し合いの場」での協議を主張する中、いかにして6者会談での協議という体裁を保ちながら、米朝間の平和体制樹立の主張を貫くかという苦慮の産物であった。

しかも、平和体制樹立と朝鮮半島「非核化」が条件関係にあるとはいえ、「1・11 平和提議」でも、米朝間の「信頼醸成」を「優先」すべきことが強調されており、対等な取引関係とはいえなかった。これについては、その後発表された外務省備忘録「朝鮮半島と核」でも敷衍されたが、そこでは「（朝鮮半島の）非核化の実現は（米朝間の）信頼醸成を必要としている」（括弧内は引用者）と指摘し、米朝間の「信頼醸成」を朝鮮半島「非核化」の条件としており、その逆には捉えていなかった。この備忘録は「未だに停戦状態にある朝鮮

半島で平和協定が早く締結されるほどに、非核化に必要な信頼が速やかに醸成されるであろう」(傍点は引用者)として、平和協定の締結を先決条件と位置づけていたのである³。

他方、「1・11 平和提議」は米国に向けての平和攻勢であるが、過去黄海で展開された艦艇間の銃撃戦を挙げるまでもなく、それが軍事攻勢と並行していたことは強調すべきである。北朝鮮は過去、軍事停戦機構を意図的に解体し、軍事停戦協定が機能不全であるが故に、それに代替する平和協定の必要性を訴えていた。とりわけ、北朝鮮が米国を平和協定に導く上で有効と考えたのが、北方限界線 (Northern Limit Line: NLL) であった。NLL は軍事境界線とは異なり、国連軍司令部が一方的に宣布したものであり、黄海 5 島付近の緊張を高めることでその「虚構性」を誇示することができると考えられた。「1・11 平和提議」後も、韓国海軍哨戒艦「天安」号の沈没 (2010 年 3 月 26 日)、延坪島砲撃 (2010 年 11 月 23 日) など、北朝鮮の対南軍事攻勢が黄海に集中していたのは偶然ではない。

このように、北朝鮮が平和攻勢と軍事攻勢を通じて対米傾斜を強めるのに対して、韓国の李明博政権は「天安」号沈没と延坪島砲撃の二つの事件について北朝鮮の謝罪がない限り、南北対話の進展は望めないという立場を堅持する一方、南北対話を通じて北朝鮮を 6 者会談再開に導くことを考えた。例えば、2011 年夏の東南アジア諸国連合地域フォーラム (ASEAN Regional Forum: ARF、2011 年 7 月 23 日、於バリ) を機会として、朴義春と金星煥の南北外相会談に加え、韓国の韓半島平和交渉本部長魏聖洛と北朝鮮外務省副相の李容浩の間で、6 者会談首席代表による南北間会合が実現した。

とはいえ、これで北朝鮮の対米傾斜が改まったわけではなかった。南北間会合を受け、北朝鮮外務省第一副相の金桂冠が訪米し、ボスワース (Stephen W. Bosworth) 北朝鮮問題担当特別代表と米朝間の接触もあったが (2011 年 7 月 28 日～29 日)、北朝鮮が南北対話より米国との協議を優先していることは明らかであった。2011 年 9 月、魏聖洛と李容浩は北京で再び会合の機会を得たが、北朝鮮は韓国が求める「非核化」のための事前措置を拒絶する一方、米国とは 10 月にジュネーブで、ボスワースの後任のデーヴィース (Glyn Davies) と協議をもった。その間、米国は韓国、日本と協議の上で、寧辺のウラン濃縮活動を即時停止することに加え、「天安」号沈没と延坪島砲撃のような事件の再発を防ぐために軍事停戦協定の遵守を北朝鮮に求めていた⁴。

2011 年 12 月 17 日、金正日が死去したにもかかわらず、一連の米朝協議は途絶えることなく、その一応の結実として、2012 年 2 月 29 日にいわゆる「閏日合意」が成立した。「閏日合意」は金正日死去後、北朝鮮が国際社会と交わした最初の合意であり、それが米国との間で交わされたことは、金正恩政権が金正日政権下と同様に、米国との合意を優先したことを示していた。しかし、「閏日合意」は、2012 年 4 月 13 日に北朝鮮が「銀河 3」を発射することで短命に終わり、再び北朝鮮は軍事停戦協定違反にあたる対南軍事攻勢を示唆し、李明博批判は苛烈を極め、「祖国統一大戦」との語に言及するに至った。

本稿は「閏日合意」の成立と無効化の過程を辿った後、北朝鮮のいう米国に向けての「核

抑止力」が対南軍事攻勢にいかん作用するかを考えてみる。そうすることで、2012 年末、発射実験に成功した「銀河 3」が、今後の北朝鮮の対南関係にもたらす意味を明らかにすることができるであろう。

2. 「閏日合意」と軍事停戦体制——李明博排除の力学

(1) 前例としての「米朝ベルリン合意」

2012年2月23日と24日、デーヴィースらと金桂冠を団長とする北朝鮮代表団は北京で、6者会談の再開などを協議した末、同月29日にいわゆる「閏日合意(Leap Day Agreement)」を交わした。この協議は前年にニューヨークとジュネーブで行われた米朝協議を引き継ぐものであるが、デーヴィースはこれに先だって訪露し、6者会談首席代表のモルグロフ(Igor Morgulov) 外務次官と協議した後、6者会談担当特使であるハート(Clifford Hart) を同行して北京入りし、6者会談で議長を務める武大偉とも協議をしていた⁵。

また、「閏日合意」は署名文書ではなく、米朝双方が合意内容を別々に発表する形式をとっていた。振り返ってみると、このような発表形式は、1999年9月に北朝鮮の長距離ミサイルの発射凍結に関して交わされた「米朝ベルリン合意」と酷似していた。その合意の核心は米朝協議と北朝鮮のミサイル発射の凍結との関係にあったが、北朝鮮外務省代弁人の発表文によれば、「われわれは米国の要請に従って朝米間の懸案問題(複数)を解決するための高位級会談を進行することになり、この会談がさらにより雰囲気を作成するためにこの会談が進行している期間に、ミサイル発射を行わないであろう」(傍点、括弧内は引用者) というもので、表現上の相違を除けば、米國務省スポークスマンによる発表文と内容的に大きな齟齬はなかった⁶。

「閏日合意」についても、北朝鮮側からの発表は、朝鮮中央通信社の質問に外務省代弁人が答える形をとり、「われわれは米国の要請に従って米朝高位級会談が肯定的な雰囲気を持続するために、結実ある会談が進行している期間、核実験と長距離ミサイル発射、寧辺のウラン濃縮活動を臨時中止し、ウラン濃縮などの活動の臨時中止に関して国際原子力機関の監視を許容することにした」(傍点は引用者) と述べた上で、米国が24万トンに及ぶ栄養食品を提供し、追加的な食糧支援も約束したと述べていた⁷。

一瞥しても、「閏日合意」と「米朝ベルリン合意」の発表文が酷似していることは明らかであり、北朝鮮はこの合意を纏めるにあたって、「米朝ベルリン合意」と同様の手法で対米関係を改善することを構想していたであろう。すなわち、核実験、長距離ミサイル発射、ウラン濃縮など大量破壊兵器の開発の停止を交換条件として対話を求め、米国側が北朝鮮の要求に応じなければ、これらの活動を再開することで、米国に譲歩を迫るという手法である。ただし、この合意を纏めた後にデーヴィースが吐露したように、「米朝ベルリン合意」と合意内容の発表形式と対米関係改善の手法は同様であっても、「閏日合意」の解釈については米朝間に齟齬があったことは否めない⁸。

米国側は「閏日合意」の発表について、ヌーランド（Victoria Nuland）国務省スポークスパーソンによる報道向け発表文（Press Statement）という形をとったが、最初に指摘すべきは、米国側の発表文で北朝鮮が凍結すべき活動に挙げられたのが、「核実験、長距離ミサイルの発射、ウラン濃縮活動を含む、寧辺における核活動（nuclear activities at Yonbyon, including uranium enrichment activities）」⁹とされ、ウラン濃縮は寧辺の核活動の一部であり、プルトニウムに関するものも含むとされていたことである。米国側の発表文では、寧辺の5MW原子炉と関連施設の無能力化を確認するとされ、「2・13合意」（2007年2月13日）の内容を再確認する形になっていたが、北朝鮮の発表文にはこれに相当する文言がみられなかった。ヌーランドはプルトニウム抽出も停止される核活動の一部であることを強調しなければならなかった¹⁰。

また、米国側の発表文で「ウラン濃縮活動」が寧辺に限定されるか否かは確定できないが、北朝鮮側の発表文では「ウラニウム濃縮活動」が寧辺に限定されることは明らかであった。しかも、米朝双方の発表文が等しく、ウラン濃縮活動の停止（moratorium）の検証と監視のためにIAEA査察官が寧辺に復帰するとしている以上、北朝鮮だけでなく米国も寧辺におけるウラン濃縮活動を念頭に置いていたことになる。よく指摘されるように、ウラン濃縮は核燃料再処理およびプルトニウム抽出に不可避な放射性ガスを放出せず、また大規模な冷却施設を必要としないため、地下に濃縮施設を建設できるなど秘匿性は高い。韓国国会でもその前年10月、自由先進党の朴宣映議員が、北朝鮮が寧辺とは別に平安北道東倉郡栗谷里の地下に完成させたと発言したばかりであった¹¹。

（2）「1・11 平和提議」と対比

さらに「閏日合意」で特筆すべきは、北朝鮮が金正日生存中の「1・11 平和提議」から強調していた米朝間の「信頼醸成」とあるべき平和協定にも言及されていたことである。北朝鮮側の発表文によると、米朝双方は「9・19 共同声明（6者会談共同声明を指す）を履行する意志を再確認し、平和協定が締結されるまで、停戦協定が朝鮮半島の平和と安定の礎石となることを認めた」（傍点、括弧内は引用者）とされた。これまでの北朝鮮の主張は、軍事停戦体制は米国の「違反」行為によって機能不全に陥っているとし、そうであるが故に、米朝間には軍事停戦協定に代わる平和協定が必要とするものであった。「天安」沈没以来の対南軍事攻勢も、軍事停戦体制が「麻痺」状態にあり、米国と韓国がNLLに固執している限り、黄海での武力行使がそれ以降もありうることを誇示するためであった。

そうだとすれば、北朝鮮の認識において、朝鮮半島における平和体制の樹立は軍事停戦体制の「麻痺」状態である認識の上に位置づけられ、軍事停戦協定の遵守を前提とするものではない。北朝鮮側の発表文にある米朝双方が「停戦協定が朝鮮半島の平和と安定の礎石となることを認めた」との部分に限っては、米国側の発表文で主語が「米国」になっている他は同一であり、その前年から米国が求めていた軍事停戦協定の遵守が含まれていたことをみても、この部分は米国の懲慚によるものと考えてよい。

冒頭に示した通り、「1・11 平和提議」は、複数の「停戦協定当事国」に平和体制樹立を呼びかけてはいたものの、6 者会談の失敗を米朝間の「信頼」の欠如によるとして「信頼醸成」を呼びかけていた。したがって、「1・11 平和提議」が構想する平和体制とは、6 者会談共同声明がいう「恒久的な平和体制」とは異なり、米朝間の排他的な平和協定に基づくものとならざるをえない。米国側の発表文が、「停戦協定が朝鮮半島の平和と安定の礎石となることを認めた」としながらも、北朝鮮側の発表文ではその前段にある「平和協定が締結されるまで」に言及しなかったのは、あるべき「平和協定」について米朝間に合意がなかったことを反証していた。

これと関連して「閏日合意」で特筆すべきは、対南関係についての言及を欠いていたことである。前年の ARF を契機にした南北間接触で、南北対話を起点として 6 者会談を再開するとの合意に従い、米国も米朝関係改善が「ソウルを経由」すべきことを強調していたにもかかわらず¹²、「閏日合意」が対南関係に関する合意を欠く一方で、平和体制樹立という朝鮮半島固有の問題を含んでいたことは韓国に強い懸念を植えつけた。「閏日合意」の後、デーヴィースは林聖男外交通商部韓半島平和交渉本部長らとソウルでの記者会見に臨んだが、「閏日合意」を纏める際、金桂冠に南北対話なくして米朝対話が進展することはないと強調したにもかかわらず、金桂冠からは南北対話を行うとの示唆もなかったと述べたとき、林聖男は米朝関係の改善の過程で南北対話を再開させることの重要性を改めて強調しなければならなかった¹³。

にもかかわらず、北朝鮮が朝鮮半島の平和体制樹立のプロセスから韓国を排除しようとしていることは明らかであった。「閏日合意」以前に遡るが、この年の 2 月 2 日、国防委員会政策局が李明博政権に向けて明らかにした公開質問状は、「キー・リゾルヴ」、「フォール・イーグル」米韓合同演習を実施しようとする李明博政権を厳しく批判する内容になっていたが、そこには「朝鮮半島の緊張を緩和し、平和体制樹立を目標にわれわれがすでに始めている朝米最高位級軍部接触を各方面から妨害しているのは他ならぬ李明博逆徒である」¹⁴（傍点は引用者）との一文があった。ここでいう「朝米最高位級軍部接触」が何を指すかは明らかではなく、そう呼ばれるべき接触が実際にあったとも考えにくいだが、この一文から北朝鮮が依然として韓国を平和体制樹立のプロセスから排除することに執着していたことを示すとともに、「閏日合意」を主導した外務省だけではなく、軍とも共有されていたことを示していた。

3. 「閏日合意」の「無効化」——「銀河 3」発射失敗

「閏日合意」には、北朝鮮の停止すべき核活動、あるべき平和協定について米朝間に齟齬があることは明らかであったが、朝鮮労働党代表者会の開催に合わせて、「地球観測衛星光明星 3 号」とする「人工衛星」運搬ロケット「銀河 3」の発射を発表した宇宙空間技術委員会代弁人の談話文を機に¹⁵、「閏日合意」はさらに動揺することになる。米国をはじめ

め国際社会は、「銀河3」発射は事実上の弾道ミサイル発射に他ならず、「閏日合意」違反にあたると批判したからである。確かに、「閏日合意」について米朝双方の発表文は、北朝鮮が停止すべき活動として「長距離ミサイルの発射」を挙げていたが、北朝鮮が「銀河3」発射で「閏日合意」を意図的に破棄しようとしたわけではない。事実、宇宙空間技術委員会代弁人が「銀河3」を発射するとしてした談話文を発表した日、朝鮮原子力委員会はIAEA事務局長宛てにIAEA要員の招請状を送っていた¹⁶。北朝鮮は「銀河3」発射が「閏日合意」に反しないと強弁しつつ、米国との合意を遵守する意志を示していたことになる¹⁷。

もとより、「銀河3」が宇宙空間技術委員会代弁人のような「地球観測衛星」の運搬ロケットであるとは考えにくい。北朝鮮が一貫して主張してきた「核抑止力」が米国に向けてある以上、米本土に直接到達する弾道ミサイルを完成させることは、その重要な条件となる。「銀河3」がこれまでのミサイル発射実験が行われてきた日本海沿岸の舞水端里のミサイル発射施設ではなく、中朝国境に近い東倉里の西海衛星発射場で準備がされていた時点で、北朝鮮が極軌道に沿った弾道ミサイルの発射を考えていたと判断すべきであろう。上述の宇宙空間技術委員会代弁人の談話は、「銀河3」が「極軌道を周回する」と明言した上で、東倉里から「南方向」に発射することを予告していた。それは分離されたミサイルが中国、ロシア領内に落下するのを避けるためであり、「銀河3」が米国に向けての「核抑止力」を構成するとすれば、北朝鮮が念頭に置いていたのは、実際の発射とは反対の「北方向」への発射であったに違いない。

「銀河3」の発射は失敗に終わったものの、国連安保理はそれが「弾道ミサイル技術を用いた発射実験」を禁じた「安保理決議1718と安保理決議1874への深刻な違反」であり、「地域に重大な安保上の憂慮を招いた」とする議長声明を全会一致で採択した。この議長声明はまた、北朝鮮に対して「今後弾道ミサイル技術を利用したいかなる飛翔体の発射や核実験を行わないこと」も要求し、「北朝鮮がさらなるミサイル発射や核実験に踏み切った場合、安保理において制裁措置をとる」¹⁸とも明言した。この議長声明は安保理の全会一致で採択されたものであって、米国のみによる声明ではない。しかし北朝鮮は、「閏日合意」で禁じられたのは「長距離ミサイル発射」であって、人工衛星運搬ロケット発射は禁じられていないにもかかわらず、それを「弾道ミサイル発射」とするのは、米国の「対朝鮮敵視政策」の発露であるとして批判し、議長声明も米国が主導したものとして排撃した¹⁹。その上で、北朝鮮外務省は代弁人談話を通じて、「世界最大の核保有国である米国の敵視政策が続く限り、わが方は自衛的な核抑止力をさらに強化していく」²⁰と謳ったのである。

4. 「核問題の全面的見直し」と対南攻勢——「祖国統一大戦」の論理構造

(1) 「10・4宣言」からの批判

「閏日合意」が無効化されることは、弾道ミサイルの発射だけではなく、そこで北朝鮮が「臨時中止」するとしてした核実験に道を開き、寧辺でのウラン濃縮活動が再開されること

を意味する。しかも上述の通り、「閏日合意」の一文、「停戦協定が朝鮮半島の平和と安定の礎石となる」の主語は曖昧とはいえ、それが合意事項として言及されていた以上、この合意が無効になれば、北朝鮮が軍事停戦協定への違反行為をとる行動の自由が生じることになる。すなわち、「閏日合意」の拘束から逃れることで、北朝鮮はウラン濃縮活動を再開して、その「核抑止力」を高める一方、再び「天安」沈没、延坪島砲撃のような軍事停戦協定への違反に対して自ら課した制約を解除することに等しい。

それは2010年秋の延坪島砲撃と同様、黄海で対南軍事攻勢を展開することで、NLLの「虚構性」を主張し、韓国を排除しつつ、米国を平和協定に導こうとする北朝鮮がそれまで従事してきた常套的な手法であった。そこで米朝平和協定を正当化するには、北朝鮮は引き続き、その取り決めから李明博政権を排除しなければならなかった。そのために北朝鮮は自らの李明博批判の根拠が、その属性にあることを強調した。例えば、『労働新聞』論評員が掲げた論評は、李明博が政権発足直後、「10・4宣言」を「覆した」ことを挙げ、北朝鮮との「全面対決を対北政策として宣布した」²¹と非難していたのである。

改めて指摘するまでもなく、ここでいう「北南共同宣言」とは、2007年10月4日に金正日国防委員会委員長と盧武鉉前大統領との南北首脳会談で交わされた「北南（南北）関係の発展と平和繁栄のための共同宣言」を指す。よく知られているように、「10・4宣言」の核心の一つは、「海州地域と周辺海域を包括する西海平和協力特別地帯を設置し、共同漁撈と平和水域の設定、経済特区建設と海州港の活用、民間船舶の海州直航通過、臨津江（漢江）河口の共同利用等を積極的に推進していくこと」への合意を盛り込んでいたことであった。この合意については、当初から韓国軍からの批判も強かったが、大統領選挙運動中からNLL「固守」の立場をとっていた李明博は、政権発足後間もなく「10・4宣言」から離反していくことになった²²。

したがって、北朝鮮は政権発足直後の李明博の対北姿勢に言及することで、平和体制樹立からの李明博排撃を正当化しようとした。さらに、北朝鮮が政権発足当初から問題にしていた李明博の対北姿勢が「10・4宣言」、就中、黄海上の「共同漁撈と平和水域の設定」に関する合意に関連していた以上、北朝鮮がその対南軍事攻勢の対象として黄海を示唆していたのは当然であった。上述の『労働新聞』の論評は、「10・4宣言」が履行されていたならば、「北南関係がさらによりよくなり」、黄海も「平和の海となっていた」なら「今日のような険悪な事態が生じなかった」（括弧内は引用者）と述べていたのである。

（2）「同時行動原則」からの乖離

その一方で、北朝鮮は米国との対話を否定していたわけではなかった。ただし、外務省代弁人は軍事停戦協定の記念日を前にして、米国に対して「敵視政策を放棄することは、いかなる場合においても『贈り物』や取引の具になりえない。米国の対朝鮮敵視政策はそれ自体が不当で時代錯誤的なので、専ら無条件で先に撤回されなければならない」²³（傍点は引用者）との談話を発表していた。冒頭に示した通り、北朝鮮は2010年の「1・11平和提

議」で、米朝間の「信頼醸成」を「優先」することで6者会談を通じた「朝鮮半島非核化プロセスを再び軌道に乗せる」とし、同年4月の外務省備忘録「朝鮮半島と核」も、米朝平和協定の締結を朝鮮半島「非核化」の条件としていた。これに対して、外務省代弁人の談話を字義通り解釈すると、北朝鮮が米国に対して先に「対朝鮮敵視政策」を放棄すべきことを要求しつつも、それを朝鮮半島「非核化」の条件とすることさえ拒絶していたことになる。

実際この時期、シンガポールとニューヨークで非公式の米朝間接触があり、シンガポールでは北朝鮮側からチェ・ソンヒ外務省米州局副局長、韓成烈国連代表部次席大使、米国側からウィット (Joel Witt) らが出席し、ニューヨークでは韓成烈とハート特使が出席した。北朝鮮側はシンガポールでの接触で、「閏日合意」について「関心がない」と述べた上で、6者会談共同声明に言及された「約束対約束・行動対行動」原則（同時行動原則）ではなく、米国の一方的な行動を求めたという²⁴。

この文脈で取り上げるべきは、まさにこの時期、北朝鮮外務省が代弁人声明を通じて、「核問題を全面的に見直さざるをえない」と述べたことである²⁵。その直接の契機は、北朝鮮で元脱北者が金日成の銅像などを破壊しようとして逮捕されたことによるが、この声明によれば、それが「南朝鮮傀儡一味が越南逃走者（いわゆる脱北者）を押し立てて企てた特大型の陰謀」（括弧内は引用者）であるだけではなく、「米国が深く介入した真相が明白となった」という。

この声明がいう「核問題を全面的に見直す」ことが何を指すのかは明らかではない。ただし、この声明が「米国の旧態依然とした対朝鮮敵視政策により（中略）朝鮮半島の非核化もさらに遼遠となっている」と述べていた以上、それが「核抑止力」の強化に関わっていることは確かであろう。しかも、ここで「米国の対朝鮮敵視政策が先に根源的に清算されなければ、朝鮮半島の恒久的な平和と安定を保障する問題は絶対に解決されない」（傍点は引用者）と強調された通り、この声明は米国の一方的かつ、根源的な行動を求めている。これは上述の非公式の米朝間接触でもみられたように、北朝鮮が自ら強調していた「約束対約束・行動対行動」原則（同時行動原則）から乖離することを意味する。

確かに、この声明後も、『民主朝鮮』は軍事停戦協定署名記念日に合わせて、米朝平和協定を求める論評を掲げ²⁶、『労働新聞』もその2日後にほぼ同様の主旨の論評を掲載していることから²⁷、これで北朝鮮が米朝平和協定を断念したとは考えにくい。しかし、「核問題を全面的に見直す」ことが、米朝平和協定よりも対米「核抑止力」の強化を優先するものであるのなら、それは米朝間の「信頼醸成」を「優先」することで6者会談を通じた「朝鮮半島非核化プロセスを再び軌道に乗せる」とした2010年の「1・11平和提議」の主旨とも、米朝間の「信頼醸成」を朝鮮半島「非核化」の条件とした外務省備忘録「朝鮮半島と核」の主旨とも相容れない。

これに関連して、同月末に国防委員会代弁人が発表した声明も検討されなければならない

い。これもまた、先の脱北者による事件を重要視していたが、最も強調すべきは、「われわれの尊厳に手出しする国家政治テロと大小の侵略戦争騒動に執拗にしがみついて、米本土をはじめ遠く離れたその本拠地が安全であると思うなら、それほど愚かなことはないであろう」（傍点は引用者）²⁸とした部分である。これは明らかに、発射失敗した「銀河3」を再び極軌道に乗せることで、米本土を射程に収める「核抑止力」の強化を目指す意図を示していた。そこには、軍事停戦協定署名の記念日を前にして外務省代弁人が述べたように、米国の「対朝鮮敵視政策」自体が「不当」である以上、その放棄が「取引の具」にならないように、対米「核抑止力」の強化も「取引の具」になってはならないとの意が込められていたと考えるべきであろう。

（3）「統一」の名の下の軍事動員

その後、「乙支フリーダム・ガーディアン（Ulchi Freedom Guardian: UFG）」米韓合同軍事演習（2012年8月20日～31日）が実施され、北朝鮮は「閏日合意」に言及された「停戦協定が朝鮮半島の平和と安定の礎石」とする認識とは逆行する行動に駆られていた。UFGの開始直前、金正恩第1書記は長在島防禦隊、茂島防禦隊を視察し、「敵があえて発砲してわれわれの領土にたった一つの火の粉でも落とすなら、それを西南戦線の局地戦争にとどめず、祖国統一のための聖戦につなげよ」²⁹と命じたという。ここで確認しておくべきは、外務省代弁人がUFGと関連して、「今日の現実はいわれわれに戦争抑止力を物理的にさらに強化することを求めており、核問題を全面的に見直すことにしたわれわれの決心が全く正しかったことを示している」³⁰と述べたことである。やはり、北朝鮮が「核問題を全面的に見直す」ことが、対米「核抑止力」の強化を優先することであったことは、ここからも明らかとなる。

さらに、朝鮮人民軍板門店代表部は声明を発表し、UFGを「朝鮮停戦協定に対する最も露骨で重大な最終段階の破壊行為」とした上で、「統一大戦では停戦などありえない」³¹と主張した。強調すべきは、金正恩が「祖国統一のための聖戦」に言及し、朝鮮人民軍板門店代表部の声明も、あるべき対南軍事攻勢を「統一」の美名で正当化していたことである³²。北朝鮮がかかる軍事動員を試みたのには、米韓合同軍事演習をはじめ、米国の「対朝鮮敵視政策」に対して、米本土を射程に収める「核抑止力」が完成すれば、「対朝鮮半島敵視政策」を「抑止」できるとの認識があったろう。しかも、「閏日合意」の無効化で、北朝鮮は軍事停戦協定の違反行為にあたる対南軍事攻勢を行う上での制約を外されていた。4月の「銀河3」発射は失敗したが、米本土を射程に収める「核抑止力」をもてば、対南軍事攻勢に対しても米国は介入を躊躇せざるをえないと考えられたに違いない。かくして、北朝鮮の対米「核抑止力」は、朝鮮半島での米国の軍事的介入を遮断する効用をもつ。対南軍事攻勢を「統一」の美名で正当化したのはそのためであろう。

これを受け、北朝鮮外務省も8月末に長文の備忘録を発表し、「20年におよぶ朝米会談の歴史は、米国の対朝鮮敵視観念がまず根こそぎされない限り、同時行動の原則も効果を

現さないことを示した」としつつ、「醸成された情勢は、わが共和国に何としても朝鮮半島で戦争再発を抑止し、もし戦争があくまでも強要される場合には速やかに祖国統一大戦へとつなぐ準備をさらに徹底的に整えることを求めている」³³と述べた。この備忘録からも、対米「核抑止力」を「取引の具」にしないとする北朝鮮の決意と、対米「核抑止力」の強化が対南武力行使の誘因として働く力学を読み取るべきであろう。

5. 朴槿恵批判と対米「核抑止力」——「銀河3」発射成功と対南関係

北朝鮮の李明博批判は、上述の金日成の銅像の破壊未遂事件で激しさを増していたが、韓国でハンナラ党選出の大統領候補朴槿恵が大統領選挙運動中、NLL「固守」の立場を明らかにすると、その批判は朴槿恵にも向けられた。国防委員会政策局代弁人は「歴史的な10・4宣言に明記された朝鮮西海の共同漁撈および平和水域設定の問題は、徹頭徹尾、NLL自体の不法・非法さを前提にした北南合意措置の一つである」との原則論を展開した上で、「NLL固守の手法は結局、朝鮮西海を同族対決の舞台にし、延坪島の火の海を再現する対決宣言、戦争暴言としかみることはできない」³⁴として、李明博批判と同様、「10・4宣言」との関連性で朴槿恵を批判したのである。

さらに10月18日、李明博が延坪島を訪問すると、再び国防委員会政策局代弁人は、「李明博逆徒の対決狂気が続く延坪島訪問は、西南戦線司令部管下の人民軍将兵をはじめ、わが千万将兵に怒りと報復の銃を固く握らせている」³⁵と非難した。また、それと同日、外務省も軍縮および平和研究所代弁人の談話として、李明博のNLL「固守」の姿勢を取り上げ、それは「朝鮮西海を平和協力地帯にすることに關するこれまでの北南合意を覆し、執権期間に北南関係を破局に追い込んだ自らの罪を覆い隠そうとする浅知恵に過ぎない」³⁶と述べていた。ただし、後者の談話は、李明博批判であると同時に、選挙運動中にNLL「固守」の姿勢を明らかにした朴槿恵批判であり、また、朴槿恵がその姿勢で次期政権に就くのなら、延坪島砲撃のような対南軍事攻勢もありうるとする恫喝でもあったろう³⁷。

さらに、韓国での大統領選挙運動が終盤に迫った12月1日、朝鮮宇宙空間技術委員会は代弁人談話を通じて、同月10日から22日の間に『光明星3号』2号機の打ち上げのための「運搬ロケット」「銀河3」を4月の発射実験と同様、西海衛星発射場から発射すると予告した³⁸。確かに、この決定には金正日が「強盛大国の大門を開く」とした2012年中の弾道ミサイルの発射を成功させる金正恩の強い意志を示していたが、4月の発射実験と同様、極軌道への投入を目的としていた以上、米本土を射程に収める対米「核抑止力」の強化を図るものと考えてよい。

2012年12月12日、北朝鮮が「銀河3」で人工衛星『光明星3号』2号機の軌道投入に成功したことで³⁹、対米「核抑止力」が強化されたと認識したのであろうが、上にみたように、対米「核抑止力」の強化が対南武力行使の誘因として働くとするなら、それは新たな対南軍事攻勢を予告していたといわなければならない。

6. おわりに——対米「核抑止力」の局地的効用

振り返ってみれば、北朝鮮のいう「核抑止力」と対南軍事攻勢との間の連動性はすでに2010年の二つの対南軍事攻勢にもみることができるかもしれない。その前年の2009年4月5日に北朝鮮は「テポドン-II」と思われる長距離ミサイルを発射し、翌5月25日には2回目の核実験を強行していた。2010年の二つの軍事攻勢には、金正恩の軍内での権力基盤の確立などの要因が作用していようが、長距離ミサイル発射と核実験による「核抑止力」の強化とも無関係とはいえない。

確かに、北朝鮮のいう「核抑止力」が米国に向けてである以上、それは完成したとはいえず、現在のところ潜在的な次元にとどまる。しかしそれが顕在化し、北朝鮮の「核抑止力」が米本土を射程に収めるとき、米国が朝鮮半島での武力紛争に在韓米軍だけではなく、在日米軍を含む米軍を投入するには、米本土を北朝鮮の核の脅威に晒さなければならない。そこで米国が全面的な軍事介入を躊躇するとすれば、それに応じて北朝鮮は軍事停戦協定違反にあたる対南軍事攻勢に駆られるであろう。その結果、米韓同盟が本来、抑止できると考えられた北朝鮮の対南軍事攻勢は抑止不能となる。北朝鮮が2010年に敢行した二つの軍事攻勢はそれを予告していたというべきであろう。その限りで、北朝鮮の「核抑止力」の強化は対南軍事攻勢を行う誘因として作用する。「閏日合意」は、核実験だけではなく、軍事停戦協定を「朝鮮半島の平和と安定の礎石」との認識に言及した点で、北朝鮮の「核抑止力」と対南軍事攻勢の間の連動性をいったん断つものとして期待された。しかし、まさにその「閏日合意」に盛り込まれた「長距離ミサイル発射」の解釈をめぐって、それが再び作動し始めたことは、すでにみた通りである。

2012年7月末に北朝鮮が公表した「核問題の全面的見直し」の具体的内容は未だに明らかではない。しかし、北朝鮮はそれ以降、以前米国に対して自らが主張していた「同時行動原則」に関心を明らかに失いつつある。あるいは、北朝鮮は2010年の「1・11平和提議」で示したように、朝鮮半島「非核化」の可能性を示すことで米国との「信頼醸成」——平和協定の締結——を図ることの限界も知るに至ったのかもしれない。また2010年4月の外務省備忘録「朝鮮半島と核」では、米朝間の「信頼醸成」が朝鮮半島「非核化」の条件としていたが、北朝鮮は依然として米朝平和協定を必要としているとはいえ、それを朝鮮半島「非核化」の条件とは位置づけてはいない。むしろ、北朝鮮は対米「核抑止力」の強化を優先し、対米「核抑止力」を温存した上で米国に平和協定を求めようとしているようにみえる。2012年12月の「銀河3」の発射成功は、北朝鮮にとってその対米「核抑止力」を大きく強化するものであった。しかも、2013年2月、北朝鮮は第3回核実験を強行している。北朝鮮の対米「核抑止力」が対南軍事攻勢を行う誘因として作用することを想起すると、北朝鮮が対南軍事攻勢を行う条件は整いつつあるといわなければならない。

— 注 —

- ¹ この解釈については、倉田秀也「6者会談と韓半島平和体制樹立問題の展望——『安全の保証』の局地・地域的次元」『北韓学研究』（創刊号、東国大学校北韓学研究所、2005年12月、韓国文）を参照
- ² 倉田秀也「『2・13合意』以降の平和体制樹立問題——北朝鮮の認識における当事者論と手続論」『北朝鮮体制への多層的アプローチ——政治・経済・外交・社会』（日本国際問題研究所、2011年3月31日）、42~43頁を参照されたい。なお、以下、「1・11平和提議」からの引用は、「朝鮮民主主義人民共和国外務省声明」『民主朝鮮』2010年1月12日による。
- ³ 「朝鮮半島と核——朝鮮民主主義人民共和国外務省備忘録」『民主朝鮮』2010年4月22日。
- ⁴ “Remarks to the Press at the Ministry of Foreign Affairs and Trade, Ambassador Glyn Davies, Special Representative for North Korea Policy, Lim Sung Nam, Special Representative for Korean Peninsula Peace and Security Affairs, Seoul, South Korea, December 8, 2011”
<<http://www.state.gov/p/eap/rls/rm/2011/12/178465.htm>>.
- ⁵ “Remarks upon Arrival in Beijing, Remarks, Glyn Davies, Special Representative for North Korea Policy, Westins Chaoyang Hotel, Beijing, China, February 22, 2012”
<<http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2012/02/184924.htm>>; see also, “Background Briefing on the Democratic People’s Republic of Korea, Special Briefing, Senior Administration Office, Office of the Spokesman, Washington DC, February 29, 2012”
<<http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2012/02/184924.htm>>.
- ⁶ 「朝米会談進行期間にはミサイル発射を行わないであろう、朝鮮外務省代弁人、1999年9月24日」<<http://www.kcna.co.jp/munkon/m-1999-09-24.htm>>。なお、現在閲覧可能な米国側の発表文としては、“North Korea Missile Chronology: Last Update: January 2012”
<http://www.nti.org/media/pdfs/north_korea_missile_2.pdf?_=1327534760> があるが、この文献が引証した“Fact Sheet: Easing Sanctions against North Korea, White House Office of the Press Secretary, 17 September 1999”<<http://www.pub.whitehouse>> は、現在閲覧不能である。
- ⁷ 以下、「閏日合意」について朝鮮文からの引用は、「朝鮮外務省 朝米会談に関する合意事項言及」<<http://www.kcna.co.jp/calendar/2012/02/02-29/2012-0229-039.htm>> による。なお、管見の限り、「閏日合意」は『労働新聞』、『民主朝鮮』には掲載されていない。
- ⁸ “Remarks to the Media with Asia Bureau Director General Shinsuke Sugiyama, Glyn Davies, Special Representative for North Korea Policy, Asia Bureau Director General Shinsuke Sugiyama, Ministry of Foreign Affairs, Tokyo, Japan, February 26, 2012”
<<http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2012/02/184661.htm>>.
- ⁹ 以下、「閏日合意」について英文からの引用は、“U.S.-DPRK Bilateral Discussion, Press Statement, Victoria Nuland, Department Spokesperson, Office of the Spokesman Washington, DC, February 29, 2012”<<http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2012/02/184869.htm>> による。
- ¹⁰ “State Department Daily Press Briefing, March 1, 2012, On-Camera Daily Press Briefing Index, Thursday, March 1, 2012, 12:49 p.m. EST, Briefer: Victoria Nuland, Spokesperson”
<<http://translations.state.gov/st/english/texttrans/2012/03/20120301174820...>>.
なお、クリントン（Hillary R. Clinton）国務長官も、北朝鮮が「閏日合意」で、ウラン濃縮だけではなく、プルトニウム抽出に関する活動停止にも同意したことを強調していた。
See, “Budget Hearing for the Department of State and USAID, Testimony, Hillary Rodham Clinton, Secretary of State, Statement Before the House Appropriations Subcommittee on State, Foreign Operations, and Related Programs, Washington, DC, February 29 2012”
<<http://www.state.gov/secretary/rm/2012/02/184885.htm>>; see also, Cheon Seongwhun, “The Rise and Demise of North Korean Nuclear Agreements and the 2012 Leap Day Deal,” IFANS Review, Vol.20, No.1 (June 2012), p. 15.
- ¹¹ 『第303回国會（定期會）本會議會議録 第9號』ソウル、國會事務處、2011年10月19日、36頁。
- ¹² “Remarks to the Press at the Ministry of Foreign Affairs and Trade, Remarks, Kurt Campbell, Assistant Secretary, Bureau of East Asia and Pacific Affairs, Seoul, South Korea, February 1, 2012”<<http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2012/02/179706.htm>>.
- ¹³ “Remarks to the Press at the Ministry of Foreign Affairs and Trade, Remarks, Glyn Davies, Special

Representative for North Korea Policy, South Korea Special Representative Lim Sung Nam, Seoul, South Korea, February 25, 2012” <<http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2012/02/184924.htm>>.

- ¹⁴ 「李明博逆敵敗徒はわれわれの対話相手になれるか自省しなければならない——朝鮮民主主義人民共和国国防委員会政策局公開質問状」『労働新聞』2012年2月3日。李容浩外務省副相は、同年3月7日から9日にかけて、シラキューズ大学マックスウェル行政大学院およびフリードリヒ・エバート財団（Friedrich-Ebert Stiftung）共催のセミナーに参加した。そこに参加した文正仁延世大学校教授によれば、李容浩は「閏日合意」で北朝鮮は米国から「安全の保証」を必要としているが、韓国が「天安」沈没後とった「5・24措置」を撤回しない限り、意味のある南北対話はありえないと述べたという。See, Chung-in Moon, “Opportunities and Obstacles: Revelation from Dialogue with North Korea,” *Global Asia*, Vol.7, No.1 (Spring 2012), p. 87.
- ¹⁵ 「朝鮮宇宙空間技術委員会代弁人談話」『民主朝鮮』2012年3月17日。以下、この談話からの引用はこの文献による。
- ¹⁶ GOV/INF/2012/9, Attachment.
- ¹⁷ リビア（Evans J. R. Revere）元国務次官補代理によれば、2011年7月、ニューヨークでの米朝協議の際、北朝鮮側は「国として宇宙の平和利用や人工衛星打ち上げの権利がある」と主張したという。これについては、『朝日新聞』2012年4月6日。なお、「閏日合意」を検討したものととして、倉田秀也「金正恩政権の対米政策——二年前の指針と『閏日合意』」<平成24年度研究プロジェクト「2012年の北朝鮮」分析レポート> <http://www2.jiia.or.jp/RESR/column_page.php?id=219>を参照されたい。
- ¹⁸ S/PRST/2012/13.
- ¹⁹ 「朝鮮民主主義人民共和国外務省声明」『民主朝鮮』2012年4月18日。See also, S/2012/239.
- ²⁰ 「朝鮮民主主義人民共和国外務省代弁人談話」『民主朝鮮』2012年6月25日。
- ²¹ 論評員「朝鮮半島で緊張を激化しようとする挑発者は果たして誰か——米国と傀儡一味が騒ぐ『北挑発論』の正体を解剖する」『労働新聞』2012年6月29日。以下、この論評からの引用は、この文献による。
- ²² 「10・4宣言」からの引用は、「北南関係発展と民族繁栄のための宣言」『労働新聞』2007年10月5日による。なお、この宣言中の「共同漁撈区域」、「平和水域」の設定に関する合意とその解釈、ならびに、その合意から離反する李明博を北朝鮮が批判する過程は、前掲倉田秀也『「2・13合意」後の平和体制樹立問題』、28～32頁を参照されたい。
- ²³ 「朝鮮民主主義人民共和国外務省代弁人談話」『民主朝鮮』2012年7月26日。
- ²⁴ See, Josh Rogin, “Exclusive: North Korea Threaten to Reconsider 2005 Agreement with U.S.,” Thursday, August 16, 2012 - 2:03 PM” <http://thecable.foreignpolicy.com/posts/2012/08/16/north_korea_threatens_to_reconsider_2005_agreement_with_us>.
- ²⁵ 「朝鮮民主主義人民共和国外務省代弁人声明」『民主朝鮮』2012年7月21日。以下、この声明からの引用は、この文献による。
- ²⁶ ナム・チョンウン「新しい平和保障体系樹立が急先務である」『民主朝鮮』2012年7月27日。
- ²⁷ リ・ヒョンド「平和保障体系を樹立しなければならない」『労働新聞』2012年7月29日。
- ²⁸ 「朝鮮民主主義人民共和國国防委員会代弁人声明」『民主朝鮮』2012年7月31日。
- ²⁹ 「金正恩第1書記が西南戦線最南端の島防衛隊視察（朝鮮中央通信 8.17）」『朝鮮民主主義人民共和国月間論調』2012年8月、2頁。
- ³⁰ 「朝鮮民主主義人民共和国外務省代弁人談話」『民主朝鮮』2012年8月21日。後に『労働新聞』は論評で、「米国はすべての（北朝鮮の）平和提案を拒否した」（括弧内は引用者）と断わった上で、「米国が対朝鮮敵視政策を放棄しないなら、それに対処するわれわれの核抑止力は想像できないほどに現代化され、強化されるであろう」と述べていた（リ・ヒョンド「われわれの核問題再検討は誰もその是非を論ずることはできない」『労働新聞』2012年10月2日）。
- ³¹ 「わが軍隊は統一大戦の機会を絶対に逃さないであろう——朝鮮人民軍板門店代表部声明」『民主朝鮮』2012年8月22日。および、リ・ギョン Chol「即時無慈悲な反打撃を加える

であろう」『民主朝鮮』2012年8月21日も参照。

- ³² さらに同年8月25日、金正恩は全軍に対し「直ちに殲滅的な反撃を加え、全軍が逞しく立ち上がって祖国統一の大業を成就するために全面反撃戦に移行することに関する命令を下達し、そのための作戦計画を検討して最終署名した」という（「8・25 慶祝宴会で行われた朝鮮人民軍最高司令官金正恩元帥様の演説」『民主朝鮮』2012年8月26日）。
- ³³ 「米国の対朝鮮敵対視政策は朝鮮半島核問題の基本障害——朝鮮民主主義人民共和国外務省備忘録」『民主朝鮮』2012年9月1日。
- ³⁴ 「不法無法の『北方限界線』固守にしがみつくと、それがもたらすのは屍と死のみである——朝鮮民主主義人民共和国国防委員会政策局代弁人記者の質問に回答」『民主朝鮮』2012年9月30日。
- ³⁵ 「朝鮮西海ではわれわれが設定した海上軍事境界線だけが存在することになるであろう——朝鮮民主主義人民共和国国防委員会政策局代弁人記者の質問に回答」『民主朝鮮』2012年10月21日。
- ³⁶ 「朝鮮民主主義人民共和国外務省軍縮および平和研究所代弁人談話」『民主朝鮮』2012年10月21日。
- ³⁷ これを示すより直截な例として、軍事評論員「敗戦を『戦勝』にすり替える奇怪な茶番劇——傀儡らの『延坪島砲撃2周年記念行事』騒ぎを評する」『労働新聞』2012年11月23日を参照。
- ³⁸ 「朝鮮宇宙空間技術委、12月10日から22日の間に人工地球衛星発射することになる」
<<http://www.kcna.co.jp/index-k.htm>>。
- ³⁹ 「朝鮮中央通信社報道——人工衛星『光明星-3』号2号機を成功裏に発射」『民主朝鮮』2012年12月13日。および、「衛星軌道を確認——衛星管制相互指揮所室長 12. 12」『朝鮮民主主義人民共和国月間論調』2012年12月、3頁などを参照。